

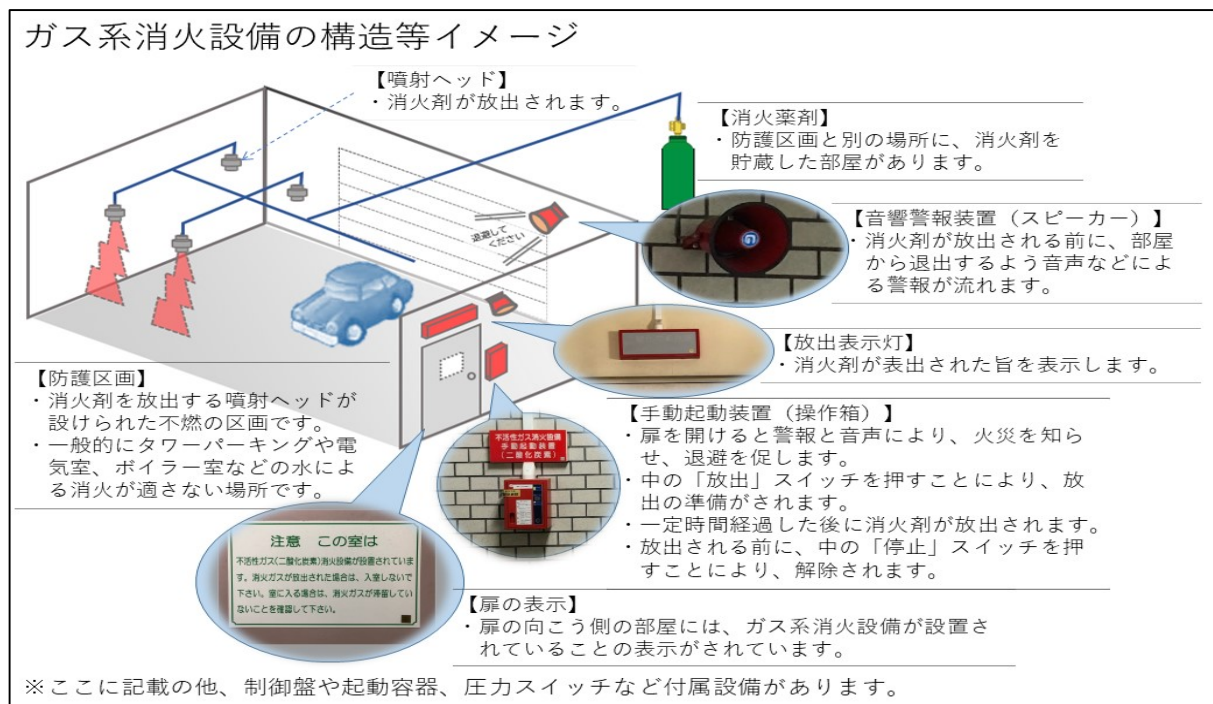
ガス系消火設備を設置している

建物の【関係者】の皆様へ（横浜市消防局からのお願い）

令和2年12月22日、名古屋市のホテルの地下駐車場で不活性ガス消火設備の消火剤（二酸化炭素）の誤放出によって11人が死傷する事故がありました。

不活性ガス消火設備に起因する事故は、平成7年にも東京都内の立体駐車場で発生しており、警備員の方2人が亡くなっています。

このような事故を起こさないために、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備などのガス系消火設備を設置している建物の関係者（従業員・警備員等）の皆様におかれましては、次の項目に十分に留意されるようお願いいたします。



- 火災の場合以外には、消火ガス放出用の手動起動装置に触れないでください。
 - 誤って、手動起動装置の操作扉を開け音響警報装置が作動した場合は、扉を閉め、点検業者などに復旧しているかの確認を依頼してください。
 - 消火ガスが噴出される旨の音響警報装置が作動した場合は、ただちに防護区画の外へ退避してください。
 - 消火ガスが噴出される旨の音響警報装置が作動した場合に、消火ガスが噴出される防護区画内やその周辺に建物利用者がいる場合は、ただちに退避するよう促すとともに、防護区画に近寄らないよう周知してください。
 - 消火ガス放出用の手動起動装置を押した場合でも、あらかじめ決められた時間内（※）であれば、手動起動装置の中にある停止スイッチを押すことで消火ガスの放出を停止できます。
- ※ 二酸化炭素ガスを放出するものの場合、最短20秒間は放出されないよう設定されています。
- ガス系消火設備に何らかの異常を確認した場合には、点検業者などに速やかに連絡してください。

ご不明な点やご相談は、
最寄りの消防署総務・予防課までお問い合わせください。

横浜市の消防署は
こちらです。

